（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官九百二人以内を置く。

２　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十三人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官四十六人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十九人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百十一人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十二人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官四十二人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十六人以内を置く。

２　（略）

附　則

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち七人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち二十九人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

５　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち八人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（削る）

（建設専門官）

第百三十六条　地方整備局を通じて建設専門官八百五十五人以内を置く。

２　（略）

（先任建設管理官）

第百三十六条の三　地方整備局を通じて先任建設管理官八十人以内を置く。

２　（略）

（用地官）

第百三十九条　地方整備局を通じて用地官六十五人以内を置く。

２　（略）

（用地対策官）

第百四十三条　河川国道事務所等を通じて用地対策官六十七人以内を置く。

２　（略）

（事業対策官）

第百四十五条　河川国道事務所等を通じて事業対策官百八人以内を置く。

２　（略）

（保全対策官）

第百四十六条　河川国道事務所等を通じて保全対策官百八十九人以内を置く。

２　（略）

（占用調整管理官）

第百四十六条の二　河川国道事務所等を通じて占用調整管理官三十二人以内を置く。

２　（略）

（補償調整官）

第百四十八条の五　港湾事務所等を通じて補償調整官四十三人以内を置く。

２　（略）

附　則

（震災対策調整官の設置期間の特例）

第十五条　第三十二条の震災対策調整官は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

（建設専門官の設置期間の特例）

第十六条　第百三十六条の建設専門官のうち二十七人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百三十六条の建設専門官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。

３　第百三十六条の建設専門官（前二項に規定するものを除く。）のうち五人は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

４　第百三十六条の建設専門官（前三項に規定するものを除く。）のうち四人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

５　第百三十六条の建設専門官のうち（前四項に規定するものを除く。）のうち二十二人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

（用地官の設置期間の特例）

第十七条　第百三十九条の用地官のうち五人は、令和三年三月三十一日まで置かれるものとする。

２　第百三十九条の用地官（前項に規定するものを除く。）のうち一人は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。